

(書式 1 - 1)

新設分割の会社分割計画書

会社分割計画書

〇〇〇〇株式会社（以下「当社」という）は、当社の〇〇部門の事業を新設会社に株式会社〇〇〇〇（以下「新会社」という）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割を行なう。会社分割計画は以下のとおりである。

1 新会社の定款

新会社の定款は、別紙 1 のとおりとする。

2 新会社が分割に際して発行する株式

新会社は、会社分割に際して普通株式〇〇〇〇株発行し、その全部を当社に割当交付する。

3 新会社の資本金及び準備金

新会社の資本金 〇〇〇〇万円

新会社の資本準備金 〇〇〇〇万円

4 承継する権利義務

当社〇〇部門の事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

5 会社分割の効力発生日

平成〇〇年〇〇月〇〇日。但し、新設分割の進行に応じ、必要あるときは、当社、新会社協議のうえ、これを変更することができる。

6 新会社の取締役、監査役

取締役

〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

監査役

〇〇〇〇

- 7 当社株主総会承認後、分割期日までに〇〇部門の事業及びその事業に属する財産に重大な変更が生じたときは、本書計画書を変更し又は分割を中止することができる。



解説

平成12年の商法改正で会社分割の制度が創設された。会社法も会社分割制度を引き継いでいる。

新設分割は、会社分割の一つであり、会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、新しく会社を設立してそこに承継させる場合をいう（会社法第2条第30号）。

会社法施行の日（平成18年5月1日）から1年を経過すれば（会社法附則4）、新設分割設立株式会社は新設分割に際して新設分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の社債等を交付することが出来るようになった（会社法第763条第8号及び第9号）。

